

福祉施設における災害対応力の向上 のための独自規準の制定

事例1-1

【当時の状況】

- 福祉施設の災害対策の国の基準は、所管法律毎の省令で規定されており、施設の種別によって基準の内容が異なる
- 複数の施設を展開する法人では、福祉施設の種別毎に、災害対策として別々の対応が求められる状況

【本県の取組】

- 各福祉施設の設備・運営の基準に関する条例の制定にあたり、具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災・風水害・地震等)を明記するとともに計画の策定を義務化

【取組の成果】

- 福祉施設における災害対応力の充実を図り、誰もが安心して利用できる施設づくりを推進

【国の制度改革】

◆第一次地方分権改革

- 機関委任事務の廃止により、地方公共団体の事務を法定受託事務と自治事務に区分
- 改正地方自治法2条13項:「法定の自治事務については、地域特性適合の配慮」

◆第二次地方分権改革

- 第2・3次勧告で義務付け等の見直しを施設・公物の設置管理基準などに絞り込み、条例制定基準を3つに類型化
- 第1次一括法制定(H23.4)
- 第2次一括法制定(H23.8)
- 第3次一括法制定(H25.6)

従うべき基準

必ず適合しなければならない基準
標準

通常よるべき基準

参酌すべき基準

十分参照しなければならない基準

※本件に係る条例制定基準が「参酌すべき基準」とされたことから、地方独自の基準を定めることが可能に

【独自基準を規定した条例】

- ・福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・福岡県養護老人ホーム等の設備及び運営に係る基準に関する条例
- ・福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例